

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和3年3月18日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0318第1号」（令和3年3月18日より適用）および令和3年3月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0331第4号」（令和3年4月1日より適用）にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）が改正されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（記）

■ 「検査実施料」の留意事項改正

令和3年3月18日より適用

点数区分	検査項目名	実施料 ^注	判断区分 判断料	備考
D023 微生物核酸同定・定量検査				
14	SARS-CoV-2 核酸検出	1800 または 1350	微生物 150	※1

※1. 下線部が変更されました。（該当箇所のみ抜粋）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号）
算定留意事項に関する詳細情報は、下記をご参照ください。

http://www.hospital.or.jp/pdf/14_20210318_01.pdf

注. 採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、

[D023]微生物核酸同定・定量検査「14」SARSコロナウイルス核酸検出(450点)4回分 1800点

それ以外の場合は、

[D023]微生物核酸同定・定量検査「14」SARSコロナウイルス核酸検出(450点)3回分 1350点

■ 「検査実施料」の留意事項改正

令和3年3月18日より適用

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考
D012 感染症免疫学的検査					
25	SARS-CoV-2 抗原検出	電気化学発光 免疫測定法(定量)	600 (150×4回分)	免疫 144	※2

※2. 下線部が変更されました。

SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)又は電気化学発光免疫測定法(定量)によるSARS-CoV-2抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

■ 「検査実施料」の新規収載

令和3年4月1日より適用

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考
D009 腫瘍マーカー					
23	組織因子経路インヒビター-2 (TFPI2)	EIA 法	190	生化学Ⅱ 144	※3

※3. ア 組織因子経路インヒビター-2(TFPI2)は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「23」CA602の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、EIA法により測定した場合に算定できる。

ウ 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。

以上